

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区心身障害者福祉手当等の受給資格の確認に係るホストコンピュータシステムの変更について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：福祉部障害者福祉課経理係）

事業の概要

事業名	新宿区心身障害者福祉手当等の受給資格の確認に係るホストコンピュータシステムの変更
担当課	障害者福祉課
目的	新宿区心身障害者福祉手当等の受給資格を確認するため
対象者	区内在住の新宿区心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当及び特別障害者手当の受給対象者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>障害者福祉課では、新宿区心身障害者福祉手当条例（以下「区手当条例」という。）に基づく「新宿区心身障害者福祉手当」、東京都重度心身障害者手当条例に基づく「重度心身障害者手当」及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく「特別障害者手当」の給付事務を行っている。</p> <p>ただし、当該各種手当は、受給対象者が老人福祉施設等へ入所した場合には、受給対象外となる制度となっている（区手当条例、東京都重度心身障害者手当条例施行規則及び「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」）。</p> <p>よって、現在、現況届等本人の申請等に基づき、老人福祉施設等への入所の事実を確認している。</p> <p>一方、高齢化の進展のもと、上記各種手当の受給対象者も、老人福祉施設（特に特別養護老人ホーム）に入所している事例が増加している状況にある。そのような状況において、現行の「本人の申請に基づく入所確認」では、上記各種手当の受給基準のチェックに支障を及ぼす場合も想定される。</p> <p>そのため、ホストコンピュータシステムにおける、障害者マスタシステムにおける上記各種手当受給対象者リストのデータと介護保険システムにおける給付実績に係るリストのデータ【特別養護老人ホームへの入所の事実の有無】とのマッチング処理により、上記受給対象者の受給資格の確認を迅速かつ的確に行うこととする。</p> <p>2 対象者数</p> <p style="margin-left: 40px;">5, 098名</p> <p style="margin-left: 40px;">新宿区心身障害者福祉手当受給者 4, 640名</p> <p style="margin-left: 40px;">重度心身障害者手当受給者 154名</p> <p style="margin-left: 40px;">特別障害者手当受給者 304名（平成25年1月現在）</p>

件名 新宿区心身障害者福祉手当等の受給資格の確認に係るホストコンピュータシステムの変更について

保有課(担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	新宿区心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当及び特別障害者手当の支給
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 区内在住の新宿区心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当及び特別障害者手当受給対象者</p> <p>2 記録項目 住民番号、氏名、生年月日、特別養護老人ホームへの入所の有無・入所日</p> <p>3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ(情報政策課)</p> <p>※ 障害者マスタシステム及び介護保険システム上のデータはホストコンピュータシステムにより管理、運用されている。このため、ホストコンピュータシステムが有するデータを加工し、紙面出力を行うプログラムを開発する。よって、ホストコンピュータシステム上に新たに記録される項目はない。</p>
新規開発・追加・変更の理由	上記受給対象者に係る当該各種手当の受給資格の確認を迅速かつ的確に行うため
新規開発・追加・変更の内容	障害者マスタシステム上のデータ(上記各種手当受給対象者リスト)と介護保険システム上のデータ(給付実績に係るリスト【老人福祉施設等への入所の事実の有無】)とのマッチング処理により、特別養護老人ホームへの入所者リストを出力できるように、ホストコンピュータシステムを変更する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成25年2月 設計</p> <p>平成25年3月～平成25年5月 開発</p> <p>平成25年5月～平成25年7月 仮稼働</p> <p>平成25年8月 本格稼働</p>